

# 国立大学法人一橋大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人一橋大学役員給与規程により、役員賞与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

##### 法人の長

- ・地域手当 平成22年4月から、本学の所在地東京都国立市に在勤する国家公務員の地域手当支給割合が14%から15%に上げられたことに準拠し、地域手当を14%から15%に上げた。
- ・本給月額 基礎としている国家公務員指定職俸給表の引下げ改定に準拠し、平成22年12月に本給月額を0.2%減額する改正を行った。
- ・賞与 基礎としている指定職国家公務員の特別給の支給割合が12月期0.15月分引下げられたことに準拠し、同様の引下げを行った。

##### 理事

- ・地域手当 平成22年4月から、本学の所在地東京都国立市に在勤する国家公務員の地域手当支給割合が14%から15%に上げられたことに準拠し、地域手当を14%から15%に上げた。
- ・本給月額 基礎としている国家公務員指定職俸給表の引下げ改定に準拠し、平成22年12月に本給月額を0.2%減額する改正を行った。
- ・賞与 基礎としている指定職国家公務員の特別給の支給割合が12月期0.15月分引下げられたことに準拠し、同様の引下げを行った。

##### 理事(非常勤)

改定なし

##### 監事

該当無し

##### 監事(非常勤)

改定なし

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
A法人の長	千円 15,385	千円 9,104	千円 4,915	千円 1,365 (地域手当) 0 (通勤手当)		11月30日	
B法人の長	千円 7,996	千円 4,540	千円 2,775	千円 681 (地域手当) 0 (通勤手当)	12月1日		
A理事	千円 10,704	千円 7,352	千円 2,172	千円 1,102 (地域手当) 77 (通勤手当)		11月30日	
B理事	千円 6,460	千円 3,668	千円 2,242	千円 550 (地域手当) 0 (通勤手当)	12月1日		
C理事	千円 10,848	千円 7,352	千円 2,172	千円 1,102 (地域手当) 221 (通勤手当)		11月30日	
D理事	千円 6,460	千円 3,668	千円 2,242	千円 550 (地域手当) 0 (通勤手当)	12月1日		
E理事	千円 10,626	千円 7,352	千円 2,172	千円 1,102 (地域手当) 0 (通勤手当)		11月30日	
F理事	千円 3,204	千円 2,751	千円 0	千円 412 (地域手当) 40 (通勤手当)	1月1日		
A理事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 ( )			
監事 (該当者なし)	千円	千円	千円	千円 ( )			
A監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 0	千円 0 ( )			
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 0	千円 0 ( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注4:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円 11,161 (68,839)	年 月 6 8 (33) (8)	11月30日	1.0	役員の在職期間において多くの業績を有し、国立大学法人評価委員会による高い業績評価を受けているが、世情を鑑み、業績勘案率は「1.0」とすることに役員会において決定された。	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:法人の長については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

採用の抑制、事務組織の改革、業務の合理化・簡素化等により人件費の削減に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準の決定を行う。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に基づき、一般職員については一般職員評価の評価結果を考慮の上、勤勉手当の成績率の決定、昇給、昇格を実施し、教育職員(助手を除く)については教育職員評価の評価結果を考慮の上、勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じた成績率に基づき支給している。
本給月額 (昇給)	昇給日前1年間の勤務成績に応じた昇給区分、昇給の号俸数を定め、昇給させている。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ・地域手当 平成22年4月から国立市、小平市の支給割合を15%に上げた。
- ・超過勤務手当 平成22年4月から月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に上げた。
- ・本給 平成22年12月に一般職本給表について平均0.1%、その他の本給表についても一般職本給表との均衡を考慮して引下げる改正を行った。
- ・期末手当、勤勉手当 12月期の支給割合を0.2月分引下げた。
- ・55歳を超える職員(一般職本給表5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く)について、本給及び管理職手当の支給額を1.5%減額する改正を行った。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	489	46.8	8,416	6,255	108	2,161
事務・技術	142	40.6	5,870	4,448	106	1,422
教育職種 (大学教員)	343	49.3	9,487	7,016	109	2,471
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の教育職種(外国人教師等)、その他医療職種(医療技術職員)、及びその他医療職種(看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員については該当者がいないため、記載していない。

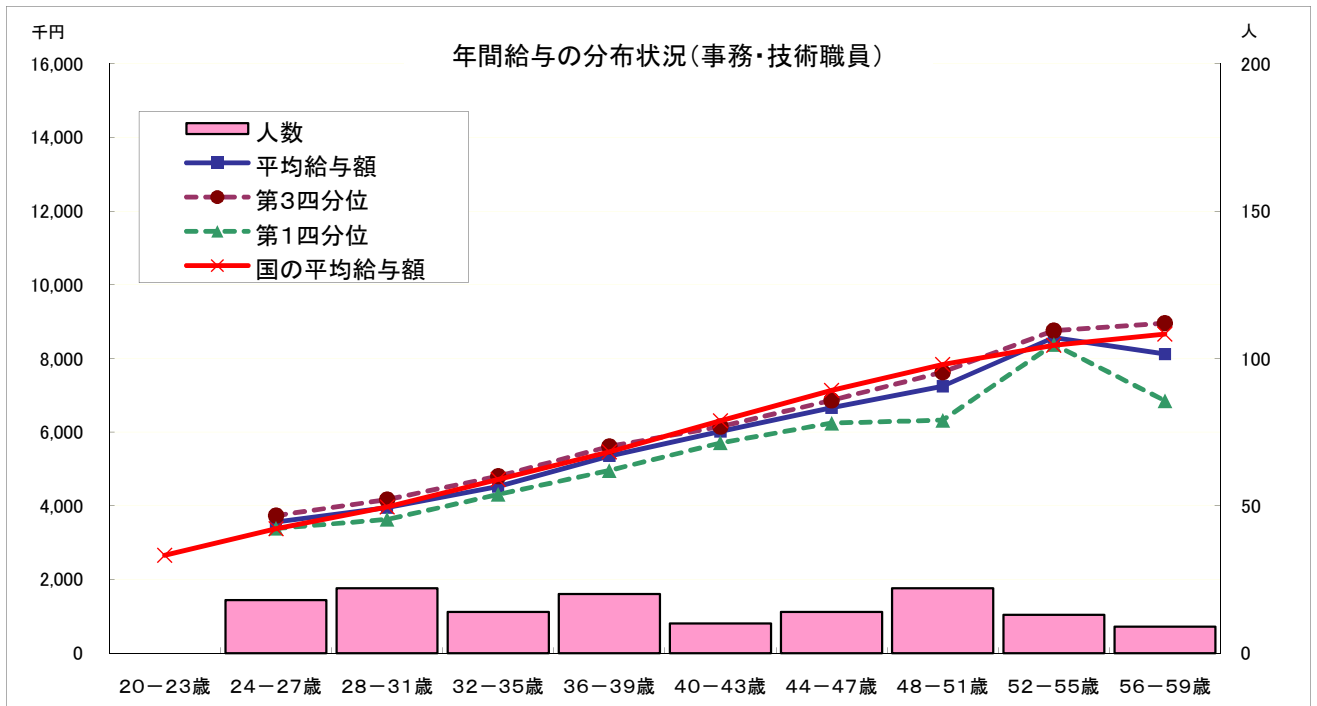
#### [年俸制適用者]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	5	45.9	7,476	5,605	178	1,871
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	3	44.5	6,171	4,672	188	1,499
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:非常勤職員の事務・技術職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため、記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])

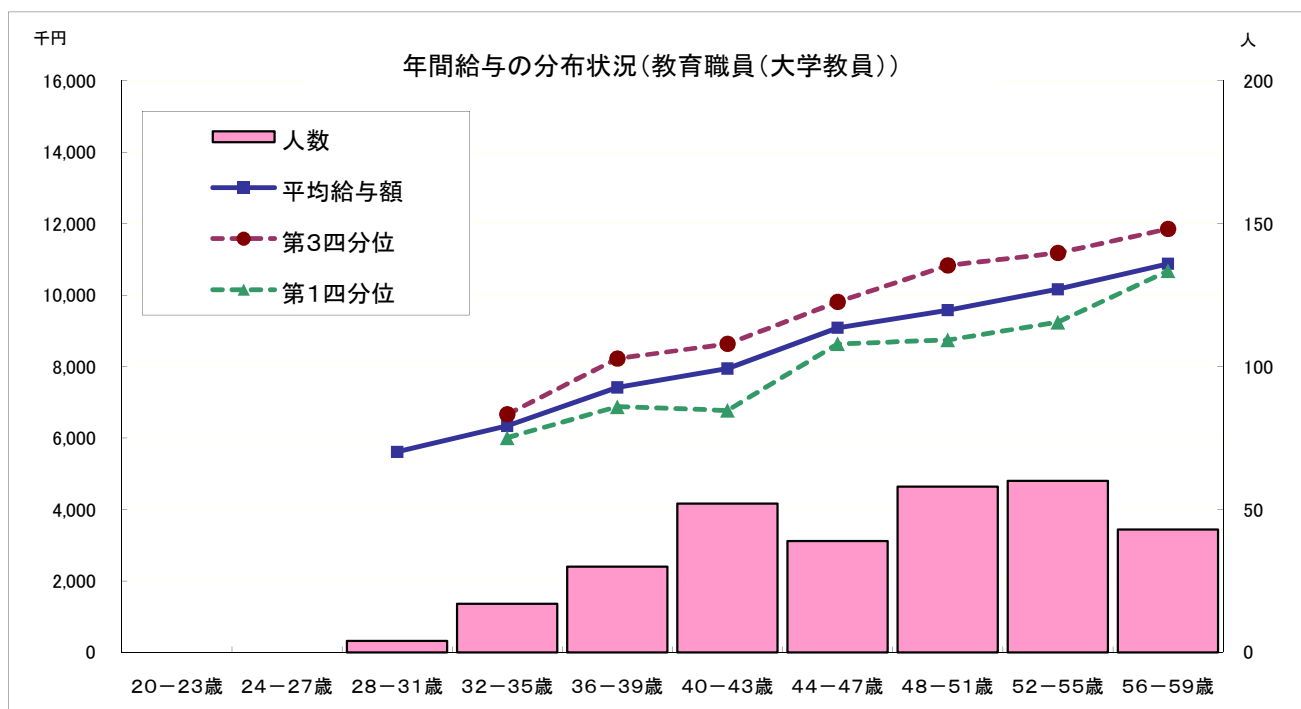


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位						
・局長	1		-			-
・部長	1		-			-
・課長、室長、事務長	17	53.0	8,407	8,784	9,217	
・課長代理	13	50.6	7,025	7,240	7,541	
・主査	52	42.9	5,218	5,889	6,323	
・主任	5	49.7	6,228	6,123	6,375	
・一般職員	53	30.3	3,606	4,046	4,308	

注:局長及び部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	194	53.7	9,972	10,881	11,633
・准教授	71	42.7	8,012	8,338	8,805
・講師	15	36.2	6,271	6,688	7,271
助教	2	-	-	-	-
・助手	61	46.5	6,189	6,580	7,037

注:助教の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任	主査	課長代理	課長、室長、事務長
人員(割合)	142人	22人 (15.50%)	29人 (20.40%)	53人 (37.30%)	18人 (12.70%)	12人 (8.50%)
年齢(最高～最低)		30～24歳	50～27歳	59～33歳	59～46歳	58～47歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,004～2,333	千円 4,530～2,737	千円 5,249～3,254	千円 5,684～4,897	千円 6,848～5,433
年間給与額(最高～最低)		千円 3,867～3,099	千円 5,979～3,606	千円 6,866～4,453	千円 7,625～6,624	千円 8,958～7,370

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長、室長、事務長	部長	部長	局長	局長
人員(割合)		6人 (4.20%)	0人	1人 (0.70%)	1人 (0.70%)	0人
年齢(最高～最低)		58～50歳				
所定内給与年額(最高～最低)		千円 7,438～6,716				
年間給与額(最高～最低)		千円 9,742～8,892				

注:8級及び9級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手、助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	343人	0人	63人 (18.40%)	15人 (4.40%)	71人 (20.70%)	194人 (56.60%)
年齢(最高～最低)			62～29歳	42～31歳	57～32歳	62～41歳
所定内給与年額(最高～最低)			千円 5,711～3,498	千円 5,890～3,950	千円 7,138～5,192	千円 10,951～5,667
年間給与額(最高～最低)			千円 7,736～4,618	千円 7,905～5,380	千円 9,379～7,007	千円 14,713～7,678



④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 65.9	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.4	% 34.1	% 35.7
	最高～最低	% 51.4～33.3	% 47.7～30.0	% 49.6～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.7	% 66
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.7	% 32.3	% 34
	最高～最低	% 41.0～32.7	% 37.5～29.4	% 39.3～31.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 65.2	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.7	% 34.8	% 36.2
	最高～最低	% 45.3～33.6	% 45.1～30.2	% 44.4～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.9	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.4	% 32.1	% 33.7
	最高～最低	% 45.3～32.9	% 40.9～29.6	% 42.7～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.8

対他の国立大学法人等

110.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

106.1

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	96.8					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>95.2</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>95.4</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>94.9</td> </tr> </table>	地域勘案	95.2	学歴勘案	95.4	地域・学歴勘案
地域勘案	95.2						
学歴勘案	95.4						
地域・学歴勘案	94.9						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52.9% (国からの財政支出額 6,033百万円、支出予算の総額 11,412百万円:平成22年度予算)						
	【検証結果】 指数が100未満で累積欠損もなく、適切な給与水準であると思われる。						
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算)						
	【検証結果】 ——						
講ずる措置	今後も適切な給与水準を維持してまいりたい。						

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 102.5

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,869,724	5,075,188	△ 205,464	(△4.0)	—	—
退職手当支給額 (B)	598,947	800,639	△ 201,692	(△25.2)	—	—
非常勤役員等給与 (C)	1,060,765	998,945	61,820	(6.2)	—	—
福利厚生費 (D)	660,163	641,911	18,252	(2.8)	—	—
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,189,599	7,516,683	△ 327,084	(△4.4)	—	—

注:「退職手当支給額」欄においては、国の常勤職員に相当する常勤職員に係る退職手当支給額を計上しているため、財務諸表附属明細書の「10.役員及び教職員の給与の明細」における退職給付の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度比に関し参考となる事項

給与、報酬等支給総額については、期末手当、勤勉手当の年間支給割合を0.2月分引き下げたこと、また採用抑制措置等による計画的な人員削減等により、前年度と比較して4.0%の減少となった。

退職手当支給額については、定年退職者の減少により、前年度と比較して25.2%の減少となった。

非常勤役員等給与については、競争的資金等外部資金の増加による非常勤職員の雇用に伴い、前年度と比較して6.2%の増加となった。

これらにより最広義人件費は4.4%の減少となった。

##### ②人件費削減の取組の状況

i) 中期目標:「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

ii) 中期計画:総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況

##### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,743,897	5,308,850	5,252,638	5,222,055	5,075,188	4,869,724
人件費削減率 (%)		△7.6	△8.6	△ 9.1	△ 11.6	△ 15.2
人件費削減率(補正值) (%)		△7.6	△9.3	△ 9.8	△ 9.9	△ 12.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による

人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、

▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項 特になし。